

Press Release

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

令和元年11月25日(月)

午前10時 解禁

職業安定部 職業対策課

課長

小幡 靖

担当

課長補佐

山岡正彦

高齢者対策担当官 吉岡 隆

電話 075-275-5424(ダイヤルイン)

令和元年「高年齢者の雇用状況」集計結果

~少子高齢化のなか、定年年齢や継続雇用制度の上限年齢の 引き上げがさらに進んでいる~

【65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況】

() は対前年差

	企業数	全体に占める割合
65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業	2.951 社	99.9%(0.4P增)
65歳定年企業	480 社	16.3%(1.1P增)

【66歳以上働ける企業の状況】

	企業数	全体に占める割合
66歳以上働ける制度のある企業	846社	28.6%(3.4P增)
70歳以上働ける制度のある企業	803社	27. 2%(3. 3P 増)
6 6 歳以上定年企業	57社	1. 9%(0. 2P 増)
定年制廃止企業	55社	1.9% (0.3P 減)

(集計対象) 常時雇用労働者が31人以上規模の企業 2.953社

大 企 業 301 人以上規模

298 社

中小企業 31~300 人規模

2.655 社

京都労働局(局長 南保 昌孝)は、高年齢者を雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、令和元年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)を取りまとめましたので公表します。なお、全国の集計結果は、令和元年11月22日厚生労働省から発表されました。

○「高年齢者の雇用状況」の集計とは

高年齢者が年齢にかかわりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今後は、生涯現役社会の実現に向け、年齢に関わりなく働き続けることが可能な企業が増えるよう啓発・普及に取り組むとともに、高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対して、計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

1 定年制の廃止および 65 歳以上定年制企業の状況

定年制の廃止および65歳以上定年制企業は、592社 20.0% 【22.1%】

【定年制の廃止企業】

55社 1.9% 【2.7%】

- ・中小企業は、55社 2.1%【2.9%】
- ・大企業は、0社 0% 【0.5%】

【65歳以上定年制企業】

537社 18.2% 【19.4%】

企業規模別では

- ・中小企業は、512社 19.3%【20.4%】
- ・大企業は、25社 8.4%【11.1%】

定年年齢別では

- ・65歳定年制企業は、480社 16.3%【17.2%】
- ・66歳以上定年制企業は、57社 1.9%【2.2%】

2 希望者全員 66 歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員66歳以上の継続雇用制度を導入している企業は、186社 6.3%【7.4%】

- ・中小企業は、181社 6.8% 【7.9%】
- ・大企業は、5 社 1.7% 【3.2%】

3 66歳以上働ける制度のある企業の状況

66歳以上働ける制度のある企業は、846社 28.6%【30.8%】

- ・中小企業は、772社 29.1%【31.4%】
- ・大企業は、74社 24.8%【25.3%】

4 70歳以上働ける制度のある企業の状況

70歳以上働ける制度のある企業は、803社 27.2%【28.9%】

- ・中小企業は、731社 27.5%【29.6%】
- ・大企業は、72社 24.2% 【23.3%】

詳細は次ページ以下の「添付資料」をご参照ください。

() は対前年差

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

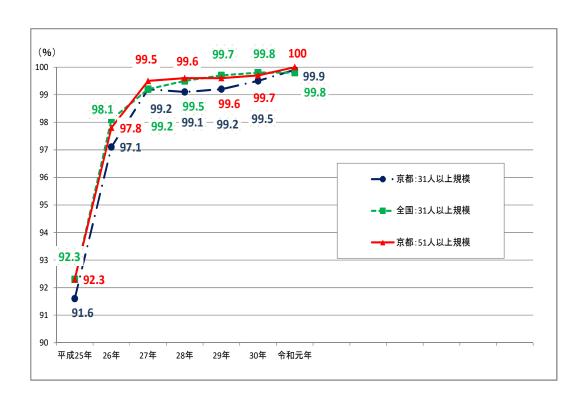
(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という) 実施済企業は、99.9% 2,951 社(0.4 ポイント増加)、うち51 人以上規模の企業は、100% 1,909 社(0.3 ポイント増加)。

雇用確保措置が未実施である企業は、0.1% 2 社 (0.4 ポイント減少)、うち 51 人以上規模企業は、0% 0 社 (0.3 ポイント減少)

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置実施済企業の割合は企業規模別にみると、大企業は 100% 298 社 (0.3 ポイント増加) 中小企業は 99.9% 2,653 社 (0.4 ポイント増加)。



(3) 雇用確保措置を実施している企業の状況

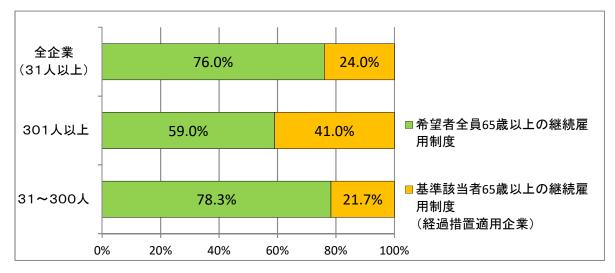
- 「定年の廃止」による企業は、1.9% 55 社(0.3 ポイント減少)
- ・「定年の引上げ」による企業は、18.2% 537 社(1.2 ポイント増加)
- ・「継続雇用制度の導入」による企業は、79.9% 2.359 社(0.9 ポイント減少) 定年制度より、継続雇用制度による雇用確保措置を実施する企業の比率が高い。



(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を実施している企業 2,359 社のうち、

- ・希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は、76.0% 1,794社(1.4ポイント増加)
- ・高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は、24.0% 565 社(1.4 ポイント減少)



(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を実施している企業 2,359 社の継続 雇用先企業は、

- ・自社のみである企業は、92.7% 2,186社(0.9ポイント減少)、
- ・自社以外の継続雇用先(親会社・子会社、関連会社等)がある企業は、7.3% 173社(0.9ポイント増加)。

2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は、2,386社、報告した全ての企業に占める割合は、80.8%(1.7ポイント増加)

企業規模別では、

- ・中小企業は、2,200 社 82.9% (1.7 ポイント増加)
- ・大企業は、186社 62.4% (2.1 ポイント増加)



(2) 定年制廃止企業及び65歳以上定年企業の状況

① 定年制廃止企業は、55 社、報告した全ての企業に占める割合は、1.9% (0.3 ポイント減少)

企業規模別では、

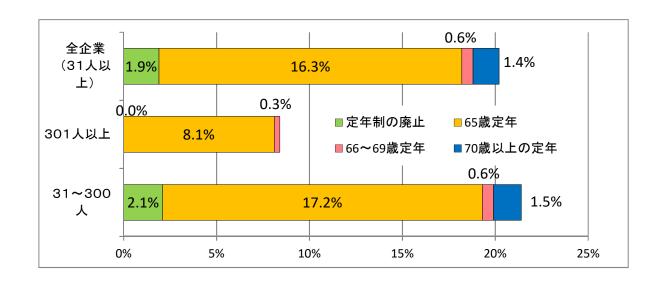
- ・中小企業は、55 社 2.1% (0.3 ポイント減少)
- ・大企業は、0社 0% (変動なし)
- ② 65 歳以上定年企業は、537 社、報告した全ての企業に占める割合は、18.2% (1.3 ポイント増加)

企業規模別では、

- ・中小企業は、512社 19.3% (1.2ポイント増加)
- ・大企業は、25 社 8.4% (1.8 ポイント増加)

定年年齢別では、

- ・65 歳定年企業は、480 社 16.3% (1.1 ポイント増加)
- ・66~69 歳定年企業は、17 社 0.6% (変動なし)
- ・70 歳以上定年企業は、40 社 1.4% (0.2 ポイント増加)



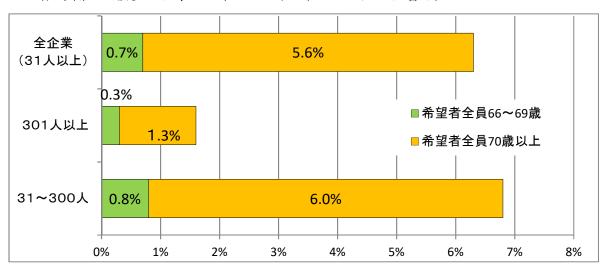
3 希望者全員 66 歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員 66 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は、186 社,報告した全ての企業に占める割合は、6.3% (1.3 ポイント増加) 企業規模別では、

- ・中小企業は、181社 6.8% (1.3 ポイント増加)
- ・大企業は、5 社 1.7% (1.0 ポイント増加)

継続雇用の上限年齢別では、

- ・上限年齢 66~69 歳は、22 社 0.7% (0,1 ポイント増加)
- ・上限年齢 70 歳以上は、164 社 5.6% (1.2 ポイント増加)



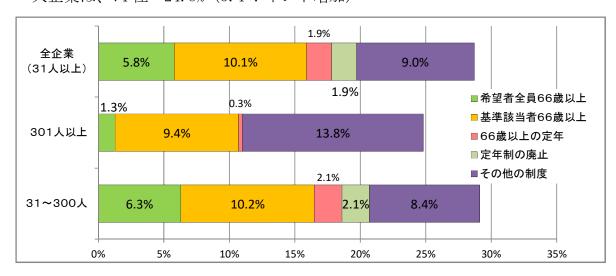
4 66歳以上働ける制度のある企業の状況

66 歳以上働ける制度のある企業は、846 社、報告した全ての企業に占める割合は 28.6% (3.4 ポイント増加)

企業規模別では、

・中小企業は、772社 29.1% (3.4ポイント増加)

・大企業は、74社 24.8% (3.4ポイント増加)



5 70歳以上働ける制度のある企業の状況

70 歳以上働ける制度のある企業は、803 社、報告した全ての企業に占める割合は、 27.2% (3.3 ポイント増加)

企業規模別では、

- ・中小企業は、731 社 27.5% (3.2 ポイント増加)
- ・大企業は、72社 24.2% (3.2ポイント増加)

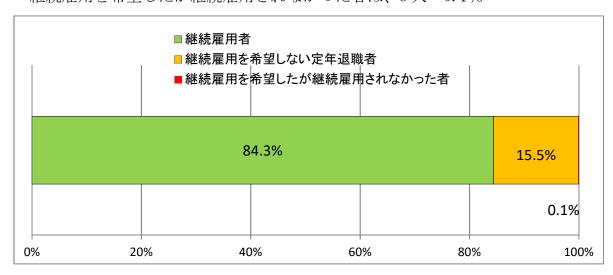


6 定年到達者等の動向について

(1) 定年到達者の動向

過去1年間(平成30年6月1日から令和元年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者は、5,923人

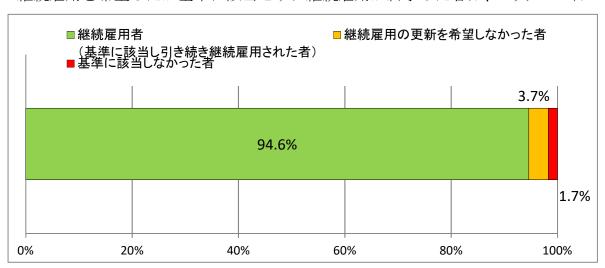
- ・継続雇用された者は、4,995 人 84.3%、うち子会社・関連会社等継続における雇用者は、220 人 3.7%
- 継続雇用を希望しない者は、920人 15.5%
- ・継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は、8人 0.1%



(2) 経過措置企業における基準適用年齢到達者の状況

平成30年6月1日から令和元年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢62歳(平成31年4月1日以降は年齢63歳)に到達した者は、908人

- ・基準に該当し引き続き継続雇用された者は、859人 94.6%
- ・継続雇用の更新を希望しなかった者は、34人 3.7%
- ・継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は、15人 1.7%



7 高年齢労働者の状況

(1)年齢階級別の常用労働者について

31 人以上規模企業における常用労働者約53万人のうち、60歳以上の常用労働者数は約6万3千人で11.9%を占めている。年齢階級別に見ると、60~64歳が約3万4千人、65~69歳が約1万8千人、70歳以上が約1万人となっている。

(2) 雇用確保措置義務化後の高年齢労働者の推移

51 人以上規模企業における 60 歳以上の常用労働者数は約 5 万 6 千人であり、雇用確保措置の義務化前(平成 17 年)と比較すると、約 3 万 5 千人増加している。31 人以上規模企業における 60 歳以上の常用労働者数は約 6 万 3 千人であり、平成 21 年と比較すると、約 2 万 4 千人増加している。

